

AEDが命を救う

(自動体外式除細動器)

ファガス・峰栄館の2カ所に設置



このたび、AED(自動体外式除細動器)がファガスと峰栄館の2カ所に設置されました。

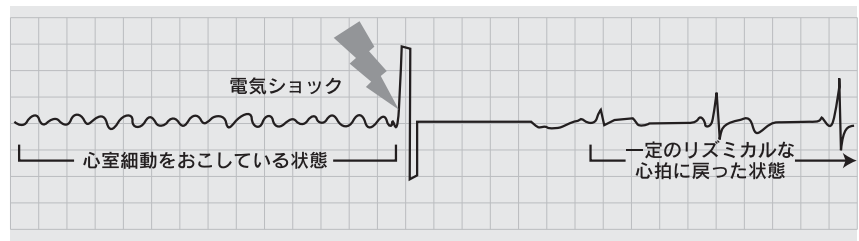
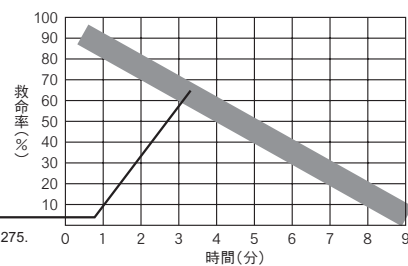
AEDとは、心臓がけいれんし、血液を流すポンプ機能を失った状態(心室細動)の心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器です。心室細動発生から1分ごとに救命率が7〜10%下がるという恐れ、いかに早く救命処置をするかが生死を分けることとなります。そのため、救急車が到着するまでの間にAEDを使用できれば救命率は格段に上がることから、平成16年7月からは医療従事者でない方でも利用できるようなりました。

AEDは、操作方法を音声ガイドしてくれるため、簡単に使用することができます。

心室細動と救命率

蘇生のチャンスは1分ごとに7-10%低下するといわれています。

Adapted from tex1 Cummins RO, Annals Emorg Med, 1989, 18:1269-1275.



また、心臓の動き(心電図)を自動解析し、電気ショックが必要な方のみ電気ショックを流す仕組みになっているので安心です。

高校野球の試合中、胸に打球を受けた投手が倒れ動かなくなり、一時、呼吸と脈がなくなりましたが、学校に設置していたAEDで救命処置を行った結果、脈と呼吸を取り戻したという事例もあります。



普通救命講座の開催予定

場 所 八森保健センター
 開催予定日 7月14日(土)
 9月8日(土)
 11月10日(土)
 平成20年2月2日(土)
 ※3時間の講座です。詳細については「お知らせ版」に掲載いたします。
 ●八森保健センター(☎77-4050)

一般の方でもいざという時、慌てずに利用できるように、町では消防署の救急救命士による救命講座を行う予定です。

活用してください！ 下水道加入の助成制度

下水道に加入するには排水設備の整備などの費用がかかります。町では加入促進のため助成制度を実施しています。制度を利用して、未加入の方はなるべく早めに参加してくださいませようお願いします。また、未整備の地域にお住まいの方はあらかじめ準備等をして、供用開始と同時に加入してくださいませようお願いします。

◆受益者分担金 下水道の整備により、利益を受けられる皆さんに整備費の一部として負担していただく制度が「受益者分担金制度」です。この分担金は、加入していない方にも納めていただくことになります。

八森地区	1期6,000円×年4期×5年=12万円
峰浜地区	1期9,000円×年4期×5年=18万円

◆下水道加入費用

排水設備工事費	水洗便器や排水設備の整備にかかる費用は皆さんの負担となります。町では、工事にかかる費用の融資あつせんと、その利子を負担しています。※下記の表を参照
下水道料金(一般世帯)	八森地区 基本使用料 1,365円(10㎡まで) 従量使用料 10㎡を超える1㎡につき136円
	峰浜地区 一般世帯 1世帯あたり1,680円+世帯人員1人あたり630円

◆加入促進制度

全地域共通

水洗便所改造資金あつせん事業	工事にかかる資金融資のあつせんを行い、その利子を町が負担します。 融資あつせん額 70万円以内 ※6月1日から50万円から70万円に増額しました。 ※2箇所以上のトイレ(便槽)を水洗化した場合100万円以内
----------------	--

八森地区

制度名	要件	支給額
早期加入助成金	供用開始日から1年以内に入居した場合 供用開始日から2年以内に入居した場合	20,000円 10,000円
高齢者加入促進助成金	下水道加入時に65歳以上の高齢者のみの世帯で町民税が非課税の世帯が供用開始の日から3年以内に入居した場合	30,000円
下水道積立預金奨励金	下水道積立預貯金貯金を3年以上継続した方で、供用開始の日から3年以内に入居し、町税及び下水道受益者分担金を滞納していない方	積立元金または工事費の少ない方の金額の3%を支給。21,000円(限度額) ※2箇所以上のトイレ(便槽)を水洗化した場合 30,000円(限度額)

峰浜地区

制度名	要件	支給額
下水道受益者分担金全額納付にかかる助成金	供用開始の日から1年以内受益者分担金を全額納付した方	分担金の5%(9,000円)
水洗化等工事費助成金	下水道受益者分担金を全額納付し、供用開始の日から3年以内に入居した方	工事費の5%以内。限度額35,000円 ※トイレ2箇所の場合、限度額50,000円